

令和6年11月29日開催

令和6年度  
燕市農業委員会第9回総会議事録

燕市農業委員会

## 燕市農業委員会第9回総会 議事録

1. 開催日時 令和6年11月29日(金曜日)  
午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 燕市役所 つばめホール

3. 出席委員 (23名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	23番 小杉 祥子
2番 片桐 正敏	12番 荻原 一郎	24番 三浦 哲郎
3番 和田 正春	13番 藤田 浩介	25番 澁木 誠治
4番 遠藤 忠夫	14番 長谷川 治仁	26番 江口 保
5番 瀬戸 一義	15番 山浦 博	
6番 阿部 恵作	18番 玉木 美奈子	
7番 山田 直子	19番 澤口 隆行	
8番 岩野 稔	20番 土田 喜七	
9番 山崎 登美雄	22番 笹川 勇雄	
10番 江辺 耕一		

4. 欠席委員

欠席 1名 21番 五十嵐 博子

欠員 2名

5. 会議日程

(1) 開会

(2) 議事録署名委員の選任

(3) 会長報告

報告第18号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第19号 農地転用事実確認願について

報告第20号 農地の転用事実に関する照会について

(4) 議事

議案第44号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第45号 農地転用事業計画変更承認申請について

議案第 46 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について  
議案第 47 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について  
議案第 48 号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第 49 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画（案）の決定に  
ついて  
議案第 50 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に  
関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬美佳子 主任 波多野 見保

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

10 番 江辺 耕一 11 番 矢澤 実

9. 会議の概要

以下のとおり

<p>議 長</p>	<p>本日の総会の委員の欠席は、議席番号 21 番 五十嵐博子委員より欠席の連絡がありましたので、報告致します。</p> <p>各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p> <p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は 23 名であります。よって、農業委員会等に関する法律第 27 条第 3 項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
<p>議 長</p>	<p>只今より、燕市農業委員会第 9 回総会を開会致します。</p> <p>それでは、日程 2 の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
<p>議 長</p>	<p>それでは、議長として次の 2 名を指名致します。</p> <p>議席番号 10 番 江辺 耕一 委員及び</p> <p>議席番号 11 番 矢澤 実 委員にお願いします。</p>
<p>議 長</p>	<p>次に、日程 3 の会長報告についてであります。</p> <p>会長報告第 18 号から第 20 号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
<p>事務局</p>	<p>会長報告第 18 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知（合意解約）について」であります。議案につきましては、事前配布してございますので、各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
<p>事務局</p>	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号 43 番 新堀字内向野の田、1 筆、375 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、6 件、6 筆、4,275 m<sup>2</sup>となります。</p>
<p>事務局</p>	<p>次に利用権の解約であります。</p> <p>受付番号 49 番 佐渡山字川中の田、計 2 筆、1,398 m<sup>2</sup>、所有権の移転に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、9 件、41 筆、60,270 m<sup>2</sup>となります。</p>

事務局	<p>次に農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 58 番 粟生津字山王の田、1 筆、396 m<sup>2</sup>、耕作者の変更に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、5 件、10 筆、30,484 m<sup>2</sup>となります。</p>
事務局	<p>続いて、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 63 番 蔵関字道上の田、計 2 筆、984 m<sup>2</sup>、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、29 件、79 筆、114,903 m<sup>2</sup>となります。</p> <p>合意解約の総合計は、49 件、136 筆、209,932 m<sup>2</sup>となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 19 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 3 番 小高字内畑の田、1 筆、1,097 m<sup>2</sup>、転用目的はテナント 3 店舗、宅地分譲 2 区画、駐車場 12 台、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 29 号、令和 6 年 10 月 25 日であります。</p>
事務局	<p>受付番号 4 番 吉田法花堂字中村の畑、1 筆、67 m<sup>2</sup>、転用目的は農舎敷地、現況地目は宅地、証明番号年月日は証第 34 号、令和 6 年 11 月 5 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 20 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p> <p>受付番号 12 番 柚木字居掛の畑、1 筆、3.3 m<sup>2</sup>、現況地目は非農地、宅地、転用許可等の有無は無し。許可を得ることが必要であるが許可を得ていない。現状回復命令の有無は無し。用途地域であります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程 4 の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>

事務局	<p>議案第 44 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 16 番 米納津字江添の畑、1 筆、122 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 1 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 17 番 中島字上表の田、1 筆、2,337 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 2 頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号 18 番 横田字三ツ郷屋の田畑、計 3 筆、899 m<sup>2</sup>、契約内容は売買、対価は 10a 当り〇円、位置図は議案資料の 3 頁をご覧ください。</p> <p>以上、これらの案件は、地域調和等、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については、去る 11 月 19 日、第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>11 月 19 日、午後 1 時 30 分より、市役所 3 階 301 会議室で、第 1 事前審査委員会、出席委員 12 名による審査を行いました。審査の結果「農地法第 3 条の規定による許可申請」3 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、議案第 45 号「農地転用事業計画変更承認申請について」</p>

議 長	を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 45 号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。</p> <p>受付番号 5 番 砂子塚字屋敷廻の田畑、計 2 筆、280 m<sup>2</sup>、当初計画では住宅を建築する計画でしたが、都合により計画を断念し、承継者が住宅を建築するものです。位置図、土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	「農地転用事業計画変更承認申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。
議 長	それでは、議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	<p>議案第 46 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号 9 番 中川字下割の田、1 筆、297 m<sup>2</sup>、転用目的は、住宅。</p> <p>位置図・土地利用計画図は、議案資料 5 頁をご覧ください。</p> <p>当該地は昭和 42 年に住宅を建築していますが、登記を確認したところ農地であり、転用許可がないことが判明したため申請するものです。申請地は、農振白地</p>

事務局	<p>の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断される場所でもあります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところでありませぬ。</p> <p>説明は以上です。</p>
議長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されておりますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果「農地法第4条の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「許可」とする事でご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議長	<p>それでは議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>受付番号46番 東太田字割の田、計2筆、865㎡、転用目的は宅地分譲4区画。契約内容は売買、令和7年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料6頁をご覧ください。</p> <p>不動産業を営んでおり、利便性のよい当該地を取得</p>



事務局	<p>し、宅地分譲4区画を整備するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号47番 蔵関字道上の田畑、計4筆、1,950㎡、転用目的は資材置場及び駐車場8台。契約内容は売買、令和7年6月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>金属類の卸売業を営んでおり、既存の資材置場が狭くなってきていることから、会社に近接する当該地を取得し、資材置場及び駐車場8台を整備するものです。申請地は、工業専用地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号48番 水道町四丁目の田畑、計2筆、380㎡、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和7年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8頁をご覧ください。</p> <p>現在アパートに住んでおり、勤務先近くの当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号49番 井土巻四丁目の田、計2筆、1,449㎡、転用目的は共同住宅16戸及び駐車場35台。契約内容は売買、令和7年5月31日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料9頁をご覧ください。</p> <p>経営の安定を図るため、当該地を購入し、共同住宅を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断される場所とあります。</p>

事務局	<p>受付番号 50 番 杉柳字前田の畑、1 筆、242 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 3 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 10 頁をご覧ください。</p> <p>現在の住居が手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 51 番 井土巻五丁目の田、計 3 筆、1,467 m<sup>2</sup>、転用目的は事務所及び自動車展示場。契約内容は賃貸借、令和 7 年 7 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 11 頁をご覧ください。</p> <p>自動車の販売業を営んでおり、当該地を借入れ、事務所及び販売用自動車展示場を整備するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p>
事務局	<p>受付番号 52 番 栗生津字中組の畑、1 筆、294 m<sup>2</sup>、転用目的は車庫兼作業所。契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料 12 頁をご覧ください。</p> <p>当該地には譲受人の車庫兼作業所が建っておりますが、譲渡人が相続手続きを行う中で、土地名義が譲渡人のものであったことが判明し、転用申請するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断される場所とあります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところとあります。</p>
事務局	<p>受付番号 53 番 砂子塚字屋敷廻の田畑、計 2 筆、280 m<sup>2</sup>、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 7 年 4 月 20 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁へお戻りください。</p>

事務局	<p>現在アパートに住んでおりますが、家族が増え手狭となったため、当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 54 番 吉田字上樋ノ口の畑、1 筆、34 m<sup>2</sup>、転用目的は自宅駐車場敷地の拡張。契約内容は売買。位置図・土地利用計画図は、議案資料 13 頁をご覧ください。</p> <p>申請地は譲受人の自宅に隣接しており、譲渡人の承諾を得て自宅駐車場として使用していましたが、農地であることが判明し転用申請するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>なお、始末書が添付されておりますので、事前審査委員会で読み上げさせていただいたところでありま す。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査会では、事務局が始末書を読み上げ、これを確認しました。審査の結果、「農地法第5条の規定による許可申請」9件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり</p>

議 長	り「許可」とする事に決しました。
議 長	次に議案第 48 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第 48 号「農用地利用集積計画（案）の決定について」であります。所有権の移転であります。 受付番号 15 番 中島字下表、他の田畑、計 6 筆、13,663 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 14 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 16 番 米納津字江添の田畑、計 3 筆、1,501 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 15 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 17 番 佐渡山字川中の田、計 2 筆、1,398 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 16 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 18 番 西槇字宝田の田、計 2 筆、2,839 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 17 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 19 番 溝字大開の田、計 4 筆、7,220 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 18 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 20 番 佐善村新田字中ノ島の田、1 筆、3,000 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和 6 年 12 月 24 日、対価は〇円、引渡し時期は令和 6 年 12 月 27 日。位置図は議案資料の 19 頁をご覧ください。
事務局	受付番号 21 番 長辰字長崎の田、1 筆、3,000 m <sup>2</sup> 、移転時期は令和

事務局	6年12月24日、対価は〇円、引渡し時期は令和6年12月27日。位置図は議案資料の20頁をご覧ください。
事務局	受付番号22番 長辰字長崎の田、1筆、1,378㎡、移転時期は令和6年12月24日、対価は〇円、引渡し時期は令和6年12月27日。位置図は議案資料の21頁をご覧ください。
事務局	受付番号23番 横田字小竹田、他の田、計4筆、8,638㎡、移転時期は令和6年12月24日、対価は〇円、引渡し時期は令和6年12月27日。位置図は議案資料の22頁をご覧ください。
事務局	<p>続いて利用権設定であります。新規設定のみ読み上げさせていただきます。</p> <p>受付番号24番 横田字大野、他の田、計7筆、15,014㎡、設定期間は令和11年12月5日までの5年になります。以下、対価はお読み取り下さい。</p>
事務局	受付番号25番 五千石字南谷地の田、1筆、1,026㎡、設定期間は令和16年12月5日までの10年になります。
事務局	受付番号26番 下粟生津字上組、他の田、計2筆、4,621㎡、設定期間は令和16年12月5日までの10年になります。
事務局	受付番号27番 下粟生津字下組の田、1筆、2,774㎡、設定期間は令和16年12月5日までの10年になります。
事務局	受付番号28番 下粟生津字横町の田、計5筆、15,000㎡、設定期間は令和16年12月5日までの10年になります。
事務局	受付番号29番 下粟生津字横町の田、1筆、3,000㎡、設定期間は令和16年12月5日までの10年になります。
事務局	<p>再設定を含む利用権設定の合計は、26件、139筆、207,305.73㎡となります。</p> <p>なお、関係委員の案件として、所有権移転の受付番号15番に玉木委</p>

事務局	員の案件があります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号15番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、関係委員の案件である1件を除く、農業経営基盤強化促進法による所有権の移転8件、利用権の新規設定6件、再設定20件、異議がなかった事を報告します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、「決定」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議長	それでは、関係委員である、議席番号18番 玉木美奈子委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後2時6分)
議長	それでは、関係委員の案件である受付番号15番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、受付番号15番について、異議がなかったことを報告致します。
議長	只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。

	(異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。
議長	関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後2時9分)
議長	退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。
議長	それでは、議案第49号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」を議題と致します。事務局に一括して説明を求めます。
事務局	議案第49号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積計画(案)の決定について」であります。
事務局	はじめに公社借入の10年の農用地利用集積計画であります。利用権の設定を受ける者は全て新潟県農林公社です。議案につきましては、事前配布してございますので、一番目のみ読み上げさせていただきます。 受付番号150番 桜町字潟、他の田、計48筆、34,308㎡、設定期間は令和16年12月31日までの10年、単価については記載のとおりですので、お読み取りください。 10年の公社借入は、13件、126筆、174,176.74㎡となります。
事務局	8年の集積計画であります。 受付番号163番 熊森字柳島、他の田、計4筆、26,600㎡、設定期間は令和15年4月5日までの8年になります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号164番 野本字村附の田、1筆、1,082㎡、設定期間は令和11年12月31日までの5年になります。 5年の公社借入は、3件、3筆、5,663㎡となります。
事務局	3年の集積計画であります。 受付番号167番 笈ヶ島字笈掛石、他の田、計3筆、3,971㎡、設定期間は令和10年3月5日までの3年になります。

事務局	3年の公社借入は、4件、11筆、12,690㎡となります。
事務局	続きまして、公社貸付の10年の農用地利用集積計画であります。 受付番号95番 桜町字潟、他の田、計48筆、34,308㎡、設定期間は令和16年12月31日までの10年であります。 10年の公社貸付は、12件、126筆、174,176.74㎡となります。
事務局	8年の集積計画であります。 受付番号107番 熊森字柳島、他の田、計4筆、26,600㎡、設定期間は令和15年4月5日までの8年になります。
事務局	5年の集積計画であります。 受付番号108番 野本字村附の田、計2筆、2,363㎡、設定期間は令和11年12月31日までの5年になります。 5年の公社貸付は、2件、3筆、5,663㎡となります。
事務局	3年の集積計画であります。 受付番号110番 笈ヶ島字笈掛石、他の田、計11筆、12,690㎡、設定期間は令和10年3月5日までの3年になります。 なお、関係委員の案件として、公社貸付の受付番号103番に玉木委員の案件があります。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である受付番号103番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地中間管理事業の集積計画公社借入21件、関係委員の案件である1件を除く、公社貸付15件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	しばらくして無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画を「決定」とする事



議 長	<p>で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画を「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは、関係委員である、議席番号 18 番 玉木美奈子委員は退室願います。</p> <p>(関係委員 退室 午後 2 時 15 分)</p>
議 長	<p>それでは、関係委員の案件である受付番号 103 番について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、受付番号 103 番について、異議がなかったことを報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「決定」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>関係委員は、入室願います。</p> <p>(関係委員 入室・着席 午後 2 時 17 分)</p>
議 長	<p>退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、「決定」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p>
議 長	<p>次に、議案第 50 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 50 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画</p>

事務局	<p>(案)に関する意見について」であります。          利用権の移転であります。          受付番号5番 熊森の田、1筆、2,137㎡、残期間は令和7年12月28日までの1年であります。</p>
事務局	<p>受付番号6番 熊森の田、計2筆、3,533㎡、残期間は令和12年12月31日までの6年であります。</p>
事務局	<p>受付番号7番 熊森の田、計2筆、20,000㎡、残期間は令和12年12月31日までの6年であります。</p>
事務局	<p>受付番号8番 熊森字四ツ島の田、1筆、2,280㎡、残期間は令和14年2月7日までの7年であります。</p>
事務局	<p>受付番号9番 熊森字四ツ島の田、計2筆、5,929㎡、残期間は令和14年4月5日までの7年であります。          説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、農地中間管理事業の農用地利用集積等促進計画の5件、意見は特になかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。          (質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。          (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり農用地利用集積計画の移転について、意見は「特になし」とする事に決しました。</p>

<p>議 長</p>	<p>以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第 48 号、第 49 号の案件につきましては、<u>12 月 5 日</u>の告示により効力が発生する事になります。</p> <p>これにて、燕市農業委員会第 9 回総会を閉会致します。</p> <p>(終了時刻 午後 2 時 20 分)</p>
------------	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和6年11月29日

総会議長 和田正春

---

議事録署名委員 江辺耕一

---

議事録署名委員 矢澤 果

---